

## 大井沢地区まちづくり協議会会則

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 組織（第5条－第10条）
- 第3章 会議（第11条－第17条）
- 第4章 会計（第18条・第19条）
- 第5章 雑則（第20条）

### 第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、大井沢地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（範囲）

第2条 協議会の活動に関わる範囲は、立沢、大山新田、大木、東板戸井及び西板戸井の大井沢地区とする。

（目的）

第3条 協議会は、家族の絆が地域の絆につながり、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

（活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）地域福祉活動の推進
- （2）多世代交流の機会創出
- （3）防災活動の推進
- （4）その他協議会の目的達成のために必要なこと

### 第2章 組 織

（構成員）

第5条 協議会の構成員は、立沢、大山新田、大木、東板戸井及び西板戸井地区から選出された者で構成する。

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置くことができる。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 4名
- （3）会計 2名
- （4）理事 各地区1名、並びに他の役員となっていない守谷市社会福祉協議会大井沢支部理事及び評議員
- （5）監事 2名

(6) その他会長が必要と認める者

2 会長、副会長は、構成員の中から、立沢、大山新田、大木、東板戸井及び西板戸井地区各1名をもって充てる。

3 役員は、総会において選任する。ただし、欠員が生じた場合は、役員会において選任し、補充することができる。

(任期)

第7条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。

(3) 会計は、協議会の資金等を管理し、会計を処理する。

(4) 理事は、協議会運営に関する事務を遂行する。

(5) 監事は、協議会の会計監査の任に当たるとともに、業務執行を監督する。

(活動単位)

第9条 協議会の活動を円滑に実施するため、具体的な活動は、次に掲げる範囲で実施する。各地区において実施する活動の場合は、会長又は副会長が各地区の代表者となり、大井沢地区全体において実施する活動の場合は、会長が代表者となる。

(1) 立沢

(2) 大山新田

(3) 大木

(4) 東板戸井

(5) 西板戸井

(6) 大井沢地区全体

### 第3章 会 議

(会議の種類)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定期総会、臨時総会、役員会、地区会議とする。

(会議の招集)

第11条 定期総会及び役員会は会長が招集、地区会議は各地区の代表である会長又は副会長が招集する。

- 2 定期総会は、年2回とする。
- 3 臨時総会は、構成員の3分の1以上の者から要求があったとき、又は役員会において必要と認めたとときに、会長が招集する。
- 4 不測の事態においては、会長が副会長に承認を得た上で、その会議の構成員を招集せずに書面による採決を行うことができる。

(会議の定足数及び採決)

第12条 会議は、その会議の構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会議の構成員は、これを出席者数に加えるものとする。

- 2 会議の議事は、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第13条 総会にあっては出席者の互選により選出された者、役員会にあっては会長、地区会議にあっては会長又は副会長がそれぞれ議長となる。

(総会)

第14条 総会は、議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則等の改廃に関する事項
- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他、重要な事項に関する事項

- 2 総会は、構成員をもって構成する。

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項の審議を行う。ただし、監事は議事の採決に加わらないものとする。

- (1) 総会に付議・提議する事項
- (2) 協議会の運営に関する事項
- (3) 各地区から提議された事項

(地区会議)

第16条 地区会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 各地区の事業に関する事項
- (2) 役員会に提議する事項
- (3) 役員会から提議された事項

## 第4章 会 計

(会計)

第17条 協議会の経費は、交付金、委託金、寄付金、その他の収入をもって

充てる。

- 2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。なお、事業年度についても、会計年度と同一とする。

(監査報告)

- 第18条 会長は、会計年度及び事業年度の終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受けた上、総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 雑 則

(雑則)

- 第19条 この会則に定めるもののほか、協議会運営上に必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和元年7月14日から施行する。  
(設立時の役員任期)
- 2 設立時の役員任期は、設立日から令和2年3月31日までを1年とし、令和4年3月31日までを任期とする。  
(設立初年度の会計年度及び事業年度)
- 3 設立初年度の会計年度及び事業年度は、設立日から令和2年3月31日までとする。

附則 (令和2年4月28日)

- 1 この会則は、令和2年4月28日より施行する。

## 大井沢地区まちづくり協議会 個人情報取扱基準

(令和元年7月14日制定)

### (目的)

第1条 この取扱基準は、大井沢地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 協議会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 各構成員は、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

### (周知)

第3条 協議会は、この個人情報取扱基準を、総会資料により、毎年1回は構成員に周知するものとし、新規の構成員については書面の提示等により周知するものとする。

### (個人情報の取得)

第4条 協議会は、各地区から構成員になる者の個人情報を取得するものとする。

2 協議会が構成員等から取得する個人情報は、構成員等の住所、氏名、性別、電話番号、その他の情報で、構成員が同意する事項とする。

### (利用)

第5条 協議会が取得した個人情報は、次の各号に掲げる活動等において利用するものとする。

- (1) 構成員名簿の作成
- (2) 文書の送付
- (3) 構成員同士の情報交換

### (管理)

第6条 取得した個人情報は、役員又は構成員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正に復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

### (提供)

第7条 取得した個人情報は、次に掲げるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- (1) 構成員本人から、個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合
- (6) 守谷市、範域内の自治会・町内会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、本会に関わる事務や活動を遂行することに対し、協力する必要がある場合